

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

221

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土木・建築

提案事項(事項名)

建築基準法第15条第4項の建築統計の作成に係る届出・報告の内容のオンライン化

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第15条第1項及び第2項の「建築工事届」「建築物除却届」及び同条第3項の「建築物災害報告書」の内容についてオンライン化し、国が当該入力結果を確認することができるようにすること。
なお、法制度上、都道府県が関与するステップが必要ということであれば、建築主等が入力した届出・報告の内容を、都道府県が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすることが考えられる。

具体的な支障事例

【現行制度】

建築物を建築する建築主や建築物を除却する施工者は、都道府県等に対して建築基準法第15条第1項及び第2項に基づく「建築工事届」や「建築物除却届」を提出しなければならない。

また、市町村の長は、その区域内における建築物が災害により滅失等した場合に、都道府県に対して、同条第3項に基づく「建築物災害報告書」を提出しなければならない。

これらの「建築工事届」等を受理した都道府県等は、法第15条4項の規定に基づき、毎月、「建築着工統計調査票(マークシート形式)」等に「建築工事届出」等の内容を転記して作成し、国土交通大臣へ提出することが義務付けられている。

調査票の作成は、シャープペンシル(0.5mm、HB)を使用することが求められており、都道府県等は、建築主から紙面で提出された「建築工事届」等をもとに、手書きで調査票に転記している。

【支障事例】

限られた人員の中で、年34,429件(令和元年実績)の調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きい。

また、正確さが求められる統計において、人の手で「届出から転記する」という作業は、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。(令和2年度から、マークシートではなくExcelの調査票の提出も可能となる旨が国土交通省から周知されているものの、紙面で提出された内容をExcelに入力する労力は依然として大きく、またヒューマンエラーが生じる可能性も軽減されていないものとする。))

加えて、「建築着工統計調査」は基幹統計であり、当該調査に要する経費は、地方財政法第10条の4に基づき、地方公共団体が負担する義務を負わない経費とされているが、国からは予算の範囲内として少額しか措置されず(年120万円程度)、1件当たり33円程度の予算では実作業量とあっていないと考える。

なお、届出に係る建築物が建築基準関係規定に適合するか否かは、法第6条に基づき提出される「建築確認申請」により確認できるため、都道府県では調査票を作成する必要はない。

建築統計の策定は法定受託事務とされているところであり、都道府県は本来国が果たすべき役割を代わりに担っているに過ぎないものである。

都道府県の事務負担を軽減するため、積極的な検討を求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

調査票の転記事務を行う必要がなくなり、行政の事務負担が大幅に軽減される。
また、転記時にヒューマンエラーが発生する可能性がなくなる。
国においても、都道府県への交付金措置やマークシート集計事務が不要となることが見込まれる。

根拠法令等

建築基準法第 15 条、建築基準法施行規則第8条、建築動態統計調査規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森県、いわき市、前橋市、高崎市、愛知県、兵庫県、山口県、高知県、熊本市、沖縄県

○当県では、紙面で提出された建築工事届等について、建築動態統計調査規則第7条第2項第2号により、Excel ファイルに情報を入力し、国土交通大臣へ交付している。令和元年度実績で、建築着工届で 40,500 件余りの件数があり、エクセルファイルへの入力、内容チェック及び国からのエラー照会等にかかる時間と労力は相当のものがある一方、これらに係る人員等は確保しにくい傾向にある。現在、国土交通省において、一部手続きの電子化等を試行していると聞かすが、さらに、建築着工統計調査に係る各種提出物のオンライン化を早急に進めていただき、入力エラー等の人為的ミス、入力や調査票作成に係る労力の削減につながるシステムの構築を要望する。

○当県では、昨年度土木事務所にて建築工事届の入力漏れがあり、件数の修正に多大な労力を要した。建築工事届や建築動態統計調査のオンライン化は書面によるヒューマンエラーを減少させ、各特定行政庁の業務を円滑に進められるものであり、今後必要になってくると考えられる。

○当県においても限られた人員の中で調査票を転記作成することは、負担が大きい。

国庫支出金の中で雇用可能な職員数・日数は限られており、期限内に調査票を作成し報告することは容易なことではない。届出・報告の内容のオンライン化は、地方公共団体の負担軽減に向けた方策の一つであり、追加共同提案団体として参画する意向まではないが、事務負担の軽減は必要であると認識している。

○当該事例については、都道府県の事務であることを前提に、市町村の立場としては、オンライン化することにより、書類管理、都道府県への郵送等の合理化が見込めるため、制度を改正することが望ましいと考える。

○月末の繁忙期に限られた人員の中で、調査票を手書きで転記作成することは、非常に負担が大きく、転記ミス、転記漏れなどのヒューマンエラーが生じることで正確性を損なうおそれがある。調査票の内容を Excel へ入力したデータでの提出を試行することになっているが、依然として労力等が大きく改善されるものではないと考える。

各府省からの第 1 次回答

建築基準法施行規則で定める「建築工事届」「建築物除却届」及び建築動態統計規則で定める「建築物災害報告書」については、建築主が建築主事を経由して、都道府県に届出等し、都道府県知事はこれらの届出等に基づいて「建築着工統計調査票」「補正調査票」「建築物除却統計調査票」及び「建築物災害統計調査票」を作成し、国土交通大臣に送付することになっているが、当該届出等及び送付については、それぞれ書面に代えて電子媒体によって行うことが可能となっている。

ご提案を頂いた、直接、建築主等から国にオンラインで提出し、国が当該入力結果を確認することについては、「建築工事届」「建築物除却届」が、建築物の実態を把握している建築主事を経由せずに提出されることとなり、建築着工統計の元となる情報の正確性を担保できなくなるおそれがあるとともに、新たなシステムの構築には多額の経費や相当な構築期間を要することが想定されることから、困難であるため、「具体的な支障事例」に記載のある都道府県知事の事務負担を軽減する必要性に鑑み、作業の負担が大幅に軽減されるよう、規則で定める様式の見直しについて検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

「建築工事届等の届出等及び調査票の送付は、電子媒体によって行うことが可能」とされているが、書面等で提出された届出等の内容を Excel の調査票に「人の手で転記」して送付することが認められているだけであり、支障が解消されるものではない。

本県が全国の都道府県に調査を行ったところ、毎年、全国で約 64 万件もの届出等が提出されている状況であ

り、本県の調査では、ほとんどの他都道府県から「事務負担が生じている、国に改善を求めたい」との意見があった。

また、「建築主事を経由せずに提出され、情報の正確性を担保できない」と御回答いただいたが、現状においても建築主事や都道府県は工事届にある会社の資本金額や持ち家、貸家の別などを把握しているものではなく、統計上エラーが生ずるような事項を除いて、確認のしようがない。なお、統計上のエラーについても、システムにエラーチェック機能を設ければ問題は生じない。むしろ、オンライン化により、転記ミスや転記漏れ等が解消されるため、情報の正確性は増すと考える。

仮に、建築主事等の関与が必要なのだとしても、建築主等が入力した届出・報告の内容を、オンラインにより建築主事(都道府県等)が電子端末上で確認し、確認の完了した届出・報告が国に進達されるようにすれば、問題は生じないと考える。

「新たなシステムの構築には多額の経費や相当の構築期間を要することが想定される」とのことだが、本県の調査によると、当該事務に対して、毎年度、国から都道府県へ 3,500 万円程度の交付金が措置されており、この他、都道府県から提出された調査票の集計作業を、国が民間事業者へ委託していると把握している。これらの経費を、システム構築費やランニングコストに充てることで費用面での課題は解消されたと考える。

なお、実態として、国から都道府県に交付される額は少額で、建築主事(都道府県等)の作業量にあっているものではなく、別途、地方が負担することにより本統計は成り立っている。

また、構築期間に数年を要したとしても、昭和 25 年から 70 年間実施してきた作業による事務負担が今後も続く方が大きな問題であり、抜本的な見直しに着手いただきたい。

今年度の「骨太の方針」において、国は、デジタル化の加速を一丁目一番地の最優先課題として位置付けている。規則で定める様式の見直しの検討にとどまり、システムの構築が実現されないのではデジタル化は達成されないと考える。

作業負担の大幅な軽減及び統計情報の正確性の担保のため、新たなオンラインシステムの構築に向けて積極的な検討を求める。また、システムの仕様については、各都道府県の意見を踏まえて決定いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【愛知県】

直接、建築主等から国にオンラインで提出する件については、建築工事届等は、建築基準法第 15 条で建築主事を経由して都道府県知事に届け出すこととなっているが、現在、特定行政庁である本県へ、民間確認検査機関で受け付けた確認申請と建築工事届が同時に提出されており、一定の情報の整合性は確認している。

しかしながら、法の規定上、確認申請と建築工事届の正確な整合までは求められていないことから、建築工事届の正確性が担保されないことを理由に、オンライン化が困難であるとする理由にはあたらないと考える。

また、建築工事届には第一面に確認済証番号等を記載することから、オンライン化された建築工事届と確認申請を紐付きし、必要に応じ整合を確認することが可能と考える。

オンライン化に向けて検証等を進めていただきたい。

規則で定める様式の見直しについても進めていただきたい。

地方六団体からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

建築着工統計調査等における都道府県等の関与については、1 次回答で述べた情報の正確性の担保の観点のみならず、建築確認申請手続と連携することによる届出義務の履行の担保の観点など、建築着工統計調査等の品質確保のために必要不可欠と考えており、引き続きご協力をお願いしたい。

新たなシステムの構築については、毎年度国から都道府県に交付している委託費の活用など、費用面についても積極的なご提案を頂いたことや政府全体のデジタル改革の動きも踏まえて、今後、各都道府県等と連携し、新たなシステム構築のあり方について、検討を進めることとしたいと考えており、提案団体・追加共同提案団体の皆様の積極的な参画をお願いしたい。

建築基準法施行規則等で定める様式の見直しについても、あわせて検討を進めることとしたい。

令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(3) 建築基準法(昭 25 法 201)

(ii) 建築統計の作成(15条4項)については、都道府県の事務負担の軽減を図るため、令和2年度中に省令を改正し、建築主が届け出る建築工事届及び建築物除却届の様式を、都道府県が作成する建築着工統計調査票及び建築物除却統計調査票への転記が容易となるよう変更する。

また、地方公共団体からの意見を踏まえて、建築統計に関する手続のオンライン化について検討し、令和3年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。